

聖籠町告示第十八号

聖籠町臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示

第八十号)の一部を次のように改める。

第六条第一項を次のように改める。

任用期間が月十六日以上のものに対して、聖籠町非常勤職員等の年次休暇及び特別休暇等の付与基準（平成十一年訓令第五号。次項において「休暇等の付与基準」という。）により、任用予定期間に応じた年次有給休暇を付与する。

第六条第二項中「別表に定める」を「休暇等の付与基準により、」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

別表一を削る。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。